第2期教育振興基本計画の進捗状況について(概要) (生涯学習分科会関係)

平成28年3月

第2期教育振興基本計画に掲げられた方向性

今後の社会の方向性

⇒「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

「自立」・・・ 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる社会

「協働」・・・ 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高めあい、

社会に参画することのできる社会

「創造」・・・ これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる社会

教育行政の4つの基本的方向性(生涯の各段階を貫く方向性を設定)

- 1. 社会を生き抜く力の養成 ~多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的なカ~
 - →「教育成果の保証」に向けた条件整備
- 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 ~変化や新たな価値を主導·創造し、社会の各分野を牽引していく人材~
 - → 創造性やチャレンジ精神, リーダーシップ, 日本人としてのアイデンティティ, 語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大, 優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成
- 3. 学びのセーフティネットの構築 ~誰もがアクセスできる多様な学習機会を~
 - → 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保
- 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 ~社会が人を育み、人が社会をつくる好循環~
 - → 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し 相互に支え合うための環境整備



第2期教育振興基本計画の進捗状況の点検について

第2期教育振興基本計画(抜粋)

第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

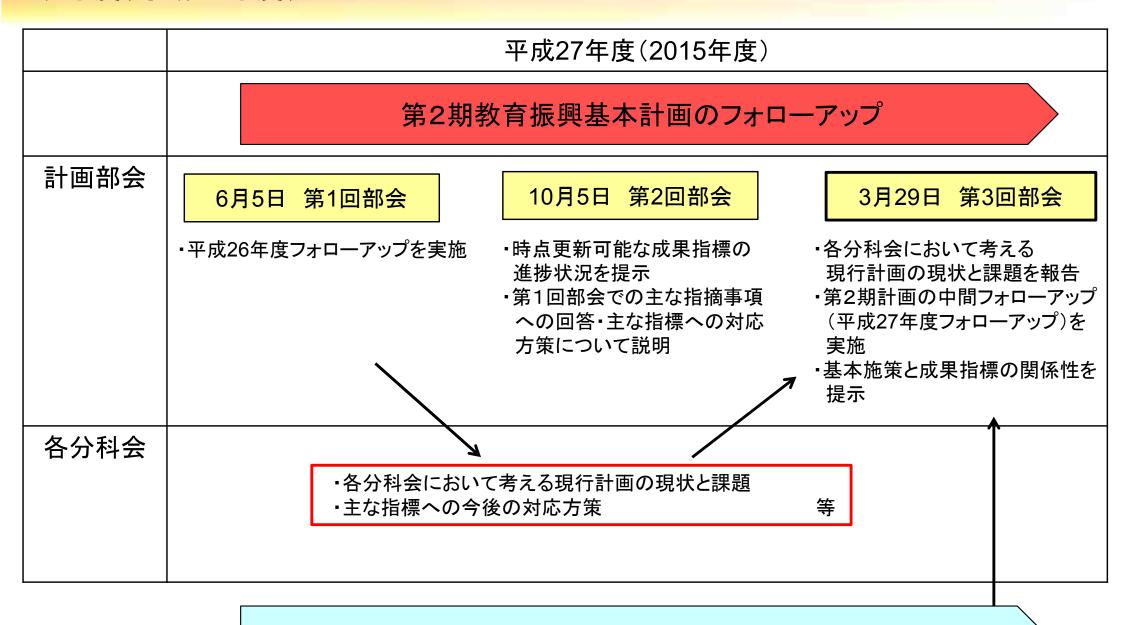
Ⅱ 進捗状況の点検及び計画の見直し

成果目標・成果指標の達成度合いや、各基本施策の進捗状況について、定期的に可能な限りデータなどを 用いて客観的に点検し、その後の施策等の方向性に反映させるとともに、広く国民に情報提供していくことが 必要である。その際、あわせて、各成果指標に係る統計調査等の目的・方法等について分析するなどして、 各成果目標の達成度合いを測定するものとして当該指標が最も適切であるかどうか、不断の見直しを行って いくことが重要である。

(本資料の性質)

- 基本的方向性·成果目標ごとに主な成果指標の達成状況及び基本施策の進捗状況を提示している。
- 成果指標の達成状況については、原則、平成24年度(第2期教育振興基本計画の策定(平成25年6月 14日)の前年度)との比較により示しているが、当該年度のデータが存在しない場合には、平成24年度以前の最も新しいデータと比較している。

今年度(平成27年度)のスケジュール



第2期教育振興基本計画に記載の全ての成果目標や成果指標、基本施策等について、 インプット、アウトプット(結果)、アウトカム(成果)の相互の関係を整理・分析

成果目標3(生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。 このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実する とともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

主な基本施策の進捗状況

基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

【基本的考え方】

- 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に 担うことができる力を身に付けられるようにする。
- このため、現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、 各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体とも連携して、 推進する。
- 〇 現代的, 社会的な課題に対して地球的な視野で考え, 自らの問題として捉え, 身近なところから取り組み, 持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育(持続可能な開発のための教育:ESD)を推進する。

11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

● 地域社会・社会参画に係る学習

- ・「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決に当たる公民館等の社会教育施設の 取組を支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を実施(平成26年度採択数:95件)。 「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の
- 研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし普及・啓発を実施。(平成27年度開催数:9か所)
- ・学びを通じて高齢者が地域の課題解決のために自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備するために、行政、NPO、大学及び企業等が参画する研究協議会(長寿社会における生涯学習政策フォーラム)を開催(26年度は約180名の参加者、平均満足度約81%)。

● 消費者教育等の推進

・消費者教育の推進に関する法律等に基づき、各地域における消費者教育の取組の推進を図るため、地域における消費者教育の実践事例の報告及び多様な主体との連携・協働による消費者教育を促進する場として「消費者教育フェスタ」を実施(平成26年度:大阪市堺市、静岡県静岡市、神奈川県川崎市、平成27年度:文部科学省、大分県大分市、岐阜県岐阜市)。また、消費者教育アドバイザーの派遣や推進体制づくりを進めるための調査研究を実施。さらに、平成27年度は消費者教育推進委員会に「消費者教育の指導者用啓発資料」作成のための部会を設置し、現在、審議を行っている。

主な基本施策の進捗状況

基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

【基本的考え方】

- 〇 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

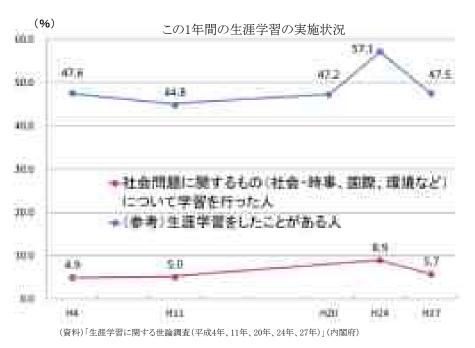
- 生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備
- ・各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会 学習成果活用部会において検討を実施。

主な成果指標の達成状況

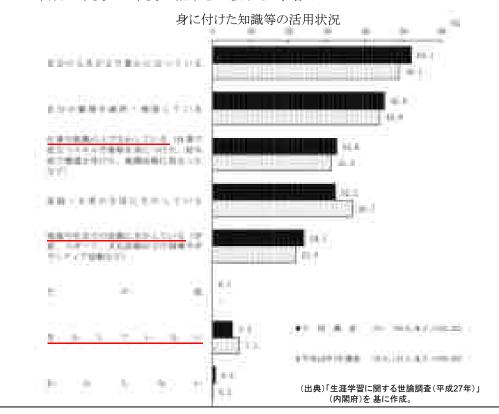
(成果指標①)

現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加

→ 平成24年度と27年度の結果を比較すると、減少



(成果指標③)学習成果の活用状況の改善 ・身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加 → 平成24年度と27年度の結果を比較すると、増加



(成果指標②)体験活動・読書活動の実施状況等の改善

- ・体験活動を行う児童生徒等の数の増加
- → 「青少年の体験活動等に関する実態調査」は平成24年度 調査が最新のため、計画策定以降の推移は今後把握 (平成26年度調査は27年度中に公表予定)
- ・全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加
- → 平成24年度と26年度の結果を比較すると、増加

(参考)子供の不読率 (1か月に1冊も本を読まなかった子供の割合)

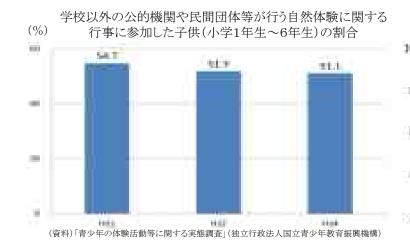
H27

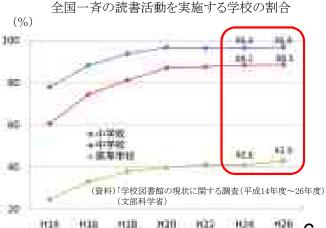
小学生:4.8%

中学生:13.4%

高校生:51.9%

(資料)「第61回学校読書調査」(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)





成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。

主な基本施策の進捗状況

基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

【基本的考え方】

- ○「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。
- 実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような 取組を行い、個々人が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付けられるようにする。
- また, 我が国の成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成に向けて, 産学官の連携により実践的な職業教育を充実し, 社会人学生・生徒が学びやすい新しい学習システムを構築する。また, 専修学校の質保証・向上のための仕組みを整備する。同時に, 職業生活の中で修得した知識や技能等が適切に評価され, 次の段階のキャリア形成等に結び付くような学校と職業をつなぐ新たな学習・評価システムの構築や, 雇用のミスマッチ解消に向けた学校とハローワーク等との連携強化等を図る。

13-2 学校横断的な職業教育の推進

- 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施
- ・専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の 人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組の推進。

主な基本施策の進捗状況

13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

- 専門学校における職業実践専門課程の制度化
- ・企業等との密接な連携により実践的な職業教育に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを 創設。(認定学校数:833校、認定学科数:2,540学科(平成28年2月19日現在))。

● 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

・教育再生実行会議第五次提言を受け、有識者会議において議論をとりまとめた後、平成27年4月に中央教育審議会に諮問。 現在、中央教育審議会において検討を実施。

13-5 社会人の学び直しの機会の充実

- 「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度
- ・平成27年7月、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が「職業実践力育成プログラム」 (BP)として認定する制度を創設。大学等への公募を行い、12月に123件を認定したところ、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを促進。

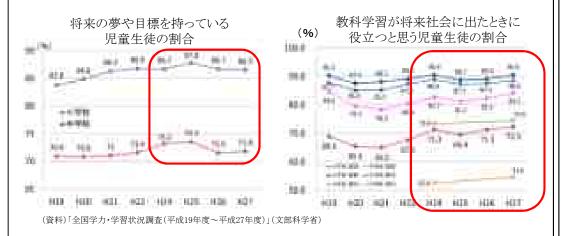
● 社会人の学び直しに対する経済的支援の充実

- •独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度を弾力的に運用。
- (大学等で過去に無利子奨学金の貸与を受けて学んだ学生等が、社会人になって再び大学等で学び直す際にも、無利子奨学金の貸与を受けることを可能としている(同学種(例:学部→学部)間の再貸与の制限の緩和)。)
- ・雇用保険制度の見直しによる教育訓練給付金の拡充等の取組を実施。

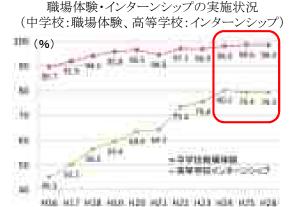
主な成果指標の達成状況

(成果指標①)児童生徒の進路に向けた意識の向上

- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
- → 平成24~27年度の結果を比較すると、小・中学校ともに横ばい
- ・教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う児童生徒の割合の増加
- → 平成24~27年度の結果を比較すると、小学校国語と算数は横ばい、他は増加



- (成果指標②)就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況(就職率、 早期離職率等)改善に向けた取組の増加
- ・中学校、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における 職場体験・インターンシップの実施状況の改善
- → 平成24~27年度の結果を比較すると、高等学校は減少、他は増加。



(資料)「職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果 (平成16年度~平成26年度)」(文部科学省)

社会人入学者の倍増

高等教育段階における インターンシップの実施状況

	H24	H25
大学	70.0%	70.7%
短期大学	39.5%	40.7%
高等専門学校	100%	100%

(資料)「大学等における平成24年度及び25年度のインターンシップ 実施状況について」(独立行政法人日本学生支援機構)

・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善

(履修証明プログラムがある大学の増加、

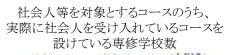
- → 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加 社会人等の対象コース等を設けている専修学校数の増加、
- → 平成24~26年度の結果を比較すると、増加

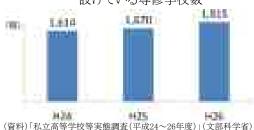
履修証明プログラムを 開設している大学

72大学(9.4%(平成24年度)

83大学(10.9%(平成25年度)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について (平成24年度)(平成25年度)(文部科学省)





→ 大学、短期大学、大学院、専修学校の正規課程への社会人入学者は減少 (専修学校の短期プログラムの受講者数については増加)

	H24	H26
大学、短期大学、大学院、専修学校への 社会人入学者数 【正規課程】	4.9万人	4.5万人
大学、短期大学の短期プログラムの修了者数 【履修証明制度、科目等履修制度】	1.9万人	今後把握 (H28年度予定)
専修学校の短期プログラムの受講者数 【科目等履修制度、附帯事業】	5.3万人	5.5万人

(資料)複数の既存調査を基に文部科学省が作成(一部推計)

基本的方向性4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力ある コミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

主な基本施策の進捗状況

基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

【基本的考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという 好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を 確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。
 - 20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進
 - 20-2 地域とともにある学校づくりの推進
- 学校と地域の連携・協働の推進
- ・平成27年12月に中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(答申)を取りまとめ、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要であること等を提言。また、同答申を踏まえ、平成28年1月に「『次世代の学校・地域』創生プラン」を策定。

主な基本施策の進捗状況

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- また,多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう,課題を抱える家庭への学校 及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

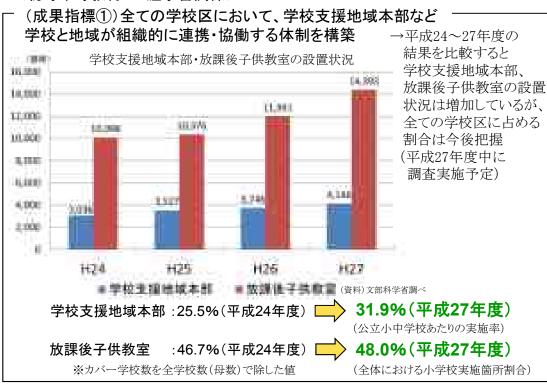
- 地域における家庭教育支援の推進
- ・全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援チームの組織化等による身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組を推進(平成27年度実施箇所数:3,322か所)。
- ・地方公共団体における訪問型家庭教育支援の取組を推進するために、支援手法の実証研究・開発を行うとともに(平成26、27年度)、 関係者のための手引きを作成(平成27年度)。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進
- ・平成18年度から、子供の望ましい基本的な生活習慣の確立のため、全国協議会や民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、啓発リーフレットを作成し、小学校1年生を対象に配布するとともに、子供の生活習慣づくりに関する活動のうち、特に優れていると認められる活動に対して、文部科学大臣表彰を実施。

主な成果指標の達成状況

<初等中等教育·生涯学習関係>



(成果指標⑥)家庭教育支援の充実

- ・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や 家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施
- → 家庭教育支援を実施している小学校区の割合は平成24年度と27年度を比較すると 増加しており、平成27年度時点で79.6%

(家庭教育支援チーム数の増加) → 平成24~27年度の結果を比較すると、増加

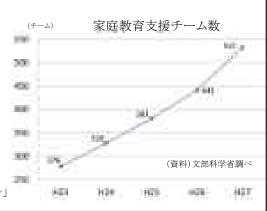
小学校区単位での家庭教育に関する 学習機会の提供か、家庭教育支援に 関する個別相談業務かのいずれかを 実施している比率

71.3%(平成24年度)



79.6%(平成27年度)

(資料)「平成24年度地域における家庭教育支援施策に 関する調査研究」(文部科学省) 「平成27年度生涯学習施策に関する調査研究 〜関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び 地域における家庭教育支援の実施状況について〜」 (文部科学省)



(成果指標②)コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大 コミュニティ・スクールの指定状況 →コミュニティ・スクールの (公立小・中学校) 設置率は増加しており。 平成27年度時点で H24 3.335 (3.68) 全公立小中学校の約7.6% H25 1,493: (4,957) H26 3,805; (6,6N) ※()内は、当該年度の H27 全公立小中学校に対する コミュニティ・スクールの割合 1,500 1,000 500 2,000(校) (資料)文部科学省調べ コミュニティ・スクール設置率 :3.6%(平成24年度) 7.6%(平成27年度) (公立小・中学校)

<高等教育・生涯学習関係>

(成果指標⑤)

地域に向けた公開講座数や大学開放(体育館、図書館等)の状況の向上 → 平成24~26年度の結果を比較すると、

●大学及び短大における公開講座数

36,153講座(平成24年度)



39,816講座(平成25年度)

●体育館、図書館等の施設を開放している割合

大学 85.7%(平成24年度)



86.9% (平成25年度)

短期大学 74.9%(平成24年度)



76.6% (平成25年度)

(資料)「平成26年度開かれた大学づくりに関する調査研究」(文部科学省)